

内閣府 地方創生推進事務局資料

平成28年10月31日

公社管理有料道路コンセッションの最近の動き①

平成28年10月1日、愛知県道路公社が管理する有料道路8路線について、愛知道路コンセッション株式会社が運営事業を開始。

契約内容

○契約の相手方

愛知道路コンセッション株式会社

資本金 4億8千万円

「前田グループ」設立の特別目的会社

＜ 同グループの構成（ ）は出資割合 ＞

- ・代表企業：前田建設工業株式会社 (50%)
- ・構成企業：森トラスト株式会社 (30%)
大和リース株式会社 (10%)
セントラルハイウェイ株式会社 (8%)
大和ハウス工業株式会社 (2%)
- ・連携企業：Macquarie Corporate Holdings Limited

○契約期間

平成28年8月31日～平成58年3月31日

○運営権対価の額

1,377億円 ※うち一時金150億円

事業開始

山本幸三 内閣府特命担当大臣(地方創生、規制改革担当)が、開始式典出席



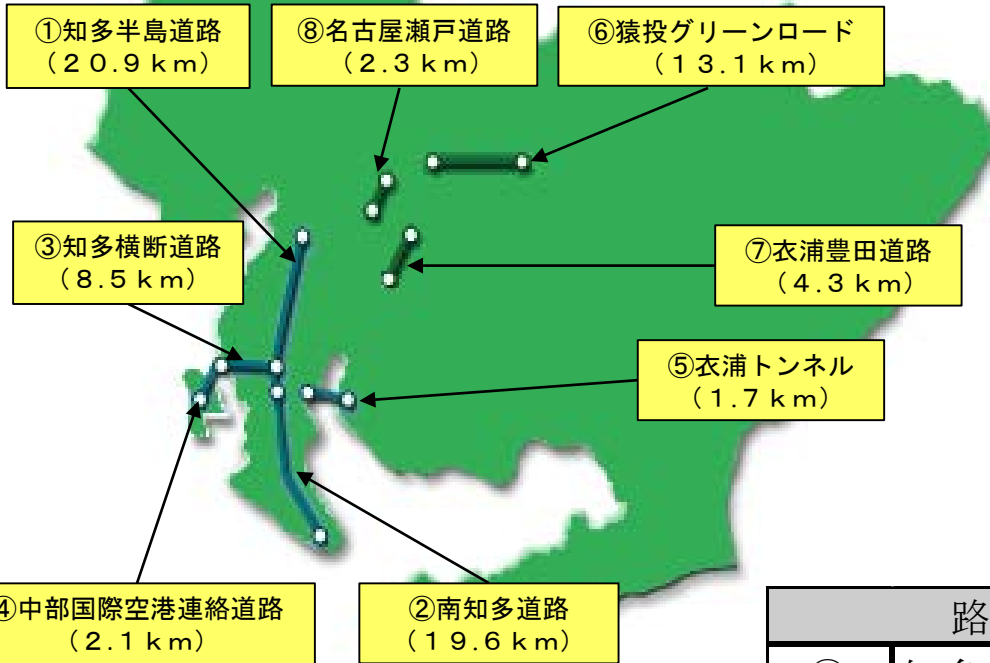
- 日程
平成28年10月1日
- 会場
知多有料道路事務所

【ご発言要旨】

- ・道路は公共が設置し管理をするという原則を打ち破って、民間が運営するという画期的事業を、今回この愛知県でやっていただく。
- ・このコンセッション事業を日本全国に、そして世界に、愛知方式として広めていくことが、地方創生と岩盤規制改革につながる。

コンセッション対象の有料道路8路線

コンセッション対象路線(計72.5km)



路線名		料金徴収期間
①	知多半島道路	S45.7.15 - H58.3.31
②	南知多道路	S45.3.1 - H58.3.31
③	知多横断道路	S56.4.1 - H58.3.31
④	中部国際空港連絡道路	H17.1.30 - H58.3.31
⑤	衣浦トンネル	S48.8.1 - H41.11.29
⑥	猿投グリーンロード	S47.4.1 - H41.6.22
⑦	衣浦豊田道路	H16.3.6 - H46.3.5
⑧	名古屋瀬戸道路	H16.11.27 - H56.11.26

公社管理有料道路コンセッションの最近の動き②

10月1日～ 料金改定・割引

有料道路コンセッションの事業開始に併せて、
通行料金の改定・割引を実施

① 中部国際空港連絡道路の料金引き下げ（半額化）

普通車：片道の場合 〔現行〕360円 → 〔改定〕180円

② 知多半島道路の料金割引（3割引）

全車種（ETC無線走行対象）

平日通勤時間帯（6～9時、17～20時）

普通車：大高IC～半田IC片道の場合

〔現行〕460円 → 〔割引後〕330円

コンセッション事業者による新たな施設の整備及び改築

- | | |
|---------------------------------|--------|
| ○ ICの新設（半田ICへの集中軽減のため武豊北IC（仮称）） | 61.7億円 |
| ○ りんくうIC出口の追加（渋滞解消のため） | 25.0億円 |
| ○ パーキングエリアの新設 | 53.4億円 |
| ○ 一般レーンのETCレーン化（6か所） | 5.2億円 |
| ○ 道路情報板、可変式速度規制標識、カメラ更新 | 15.3億円 |
| ○ 橋梁の耐久性向上（床版防水工80橋） | 8.5億円 |

工事費計 169億円（事務費及び利息を含む事業費 合計194億円）

公社管理有料道路コンセッション制度のポイント

1 民間事業者による料金の収受

道路整備特別措置法において、料金は、公社が徴収し、その収入とするとされている。
→ コンセッションの場合、料金を民間事業者の収入として収受させる特例を措置

2 民間事業者による料金の決定

料金は、公社が許可等を受けた料金を上限として、民間事業者が弾力的に決定する。
※ 公社が民間事業者から徴収する運営権対価の額を、国土交通大臣が認可し、建設債務の償還を担保。

3 安全や利用者利便の確保

民間事業者による適正な事業の実施(安全や利用者利便)については、公社がPFI法に基づく契約や監督手続により確保する。

※ 道路管理の最終的な責任を負う主体は、引き続き公社。(国土交通大臣は、民間事業者への直接的な監督を行わない。)

公社管理有料道路の運営に係る民間開放の仕組み

道路整備特別措置法の制度

- 道路整備特別措置法に基づく有料道路制度は、道路の整備を促進するため、借入金により整備し、通行料金を徴収してその返済に充てるもの。
- 公社管理有料道路における料金の徴収主体は、地方道路公社に限定されている。



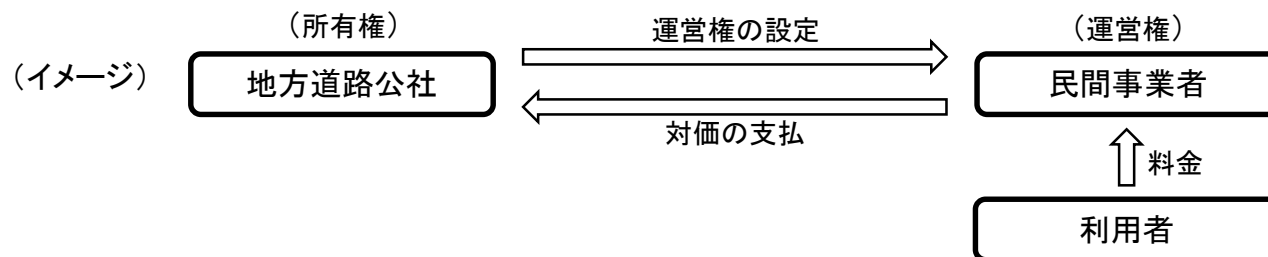
特区における規制・制度の特例

構造改革特別区域内※において、地方道路公社がPFI法の規定により公社管理道路運営権を設定する場合には、民間事業者に料金を収受させることとし、民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とする。

※国家戦略特別区域内においても、区域会議が区域計画に公社管理道路運営事業を定め、総理認定を受けたときは、特例の活用が可能

コンセッション方式(公共施設等運営権方式)

- 利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式



愛知県道路公社におけるコンセッション方式導入の経緯

H24.	2	愛知県から構造改革特区の提案
H25.	6	日本再興戦略 →「有料道路事業におけるコンセッションの活用等を推進」
H26.	5	構造改革特区推進本部(本部長:内閣総理大臣)決定 「公共施設等運営権を有する民間事業者に料金徴収権限を付与する等の道路整備特別措置法の特例を設ける」
H27.	7 9 10	改正国家戦略特区法及び構造改革特区法の成立 区域計画認定 愛知県において、実施方針の公表(運営権対価1,219.77億円以上)
H28.	6 8 10	優先交渉権者の選定 実施契約の締結 愛知県道路公社が管理する有料道路 8 路線(※)について 民間事業者が運営事業を開始

(※) 知多半島道路、南知多道路、知多横断道路、中部国際空港連絡道路、衣浦トンネル、猿投グリーンロード、衣浦豊田道路、名古屋瀬戸道路の計72.5km